

2025年度

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

事業計画書

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

2025 年度事業計画

1 はじめに 2025 年度事業計画作成にあたって

日本は、2014 年に国連障害者権利条約を批准し、この批准のために 2011 年に改正された、障害者基本法では条約の理念に基づき、第 1 条において「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する（後略）」とし、障害者の基本的人権、尊厳の尊重、共生社会の実現を宣言しました。

国連は日本に対し、初めて権利条約対日審査を 2022 年 8 月に行い、9 月に出された総括所見では、「障害の人権モデル」という言葉を使用しました。これは「社会モデル」からさらに一步踏み込み、「どんな障害があろうとも、ありのままを認め、地域でその人らしく生きる権利があり保障するという『人権モデル』の考え方」を取り入れたものです。この要因は社会の側にある障害(障壁)を合理的配慮により取り除こうとする「社会モデル」は過重負担での免除や個人の機能障害から生まれる制限もあることから限界があった。そこで障害も含めてありのままに多様性の一部としてあるいはアイデンティティとしてとらえ、あるがままに地域社会が受け入れその尊厳を保障すべきという考えに至った。したがって人権モデルという障害とは「人権侵害が生じている状態である」、機能障害は「多様性の一部でありアイデンティティ」であるということになります。したがって「社会モデル」で社会を変えながらも、ありのままの人として尊厳が尊重されるという「人権モデル」への考え方に一步踏みだしたものとと言えます。さらに脱施設、障害児を分離した特別支援教育の即時中止や精神科の強制入院を可能とした法令の廃止等を勧告しました。勧告に対する国の姿勢が問われるとともに私たちも取り組まなければなりません。また、福祉施設における虐待・差別事件が続いています。障害者を取り巻く環境はいまだ、生産性等で人としての優劣をつける優生思想や一定の能力がないと排除する適格者主義がはびこり、虐待や差別が続いています。

滝川ほほえみ会の理念は「社会が変われば障がいはいなくなる～地域での当たり前生活を求めて」としています。障害は個人の問題ではなく、社会の問題にとらえなおした「社会モデル」の考え方によるものです。勧告で示された「人権モデル」を視点に当事者の尊厳を守り、人権を尊重し、全ての人が分け隔てなく暮らす共生社会の実現に向けてありのままのあなたを受け入れ、共に生活し、働き、学び、当り前の暮らしの実現という崇高な理念のもととりくみを引き続き進めたいと考えています。

今年度の課題は、日中活動においては男性職員の人員不足による受注作業の見直し、事業再編の検討を進めます。GH においては一人暮らしに向けてのアパート型 GH の増設、浸水地区 GH の移転、新規増設、相談事業においては基幹として拠点づくりの検討を進めます。また複数名の就職者が出たことから就職に向けてのとりくみも強化します。地域貢献事業として「地域食堂」にとりくんできましたが、今年度も引き続き「地域食堂」を行い、障害者、高齢者、子どもを含めた交流広場や子ども食堂、第三の居場所づくりに向けて取り組みます。支援の質の向上では、年間研修計画の充実、資格取得の助成など研修体制の強化に努めます。地域の要請や期待に応えるべく、常に新しい発想、アイデアを全職員で出し合い、想像力溢れる魅力ある事業所運営に努めます。

法人経営としては、土曜出勤、処遇改善加算、目標工賃達成指導員配置、重度障害者支援加算等により収入増を図りました。その一方、職員の定期昇給、非常勤・パート職員の最低賃金アップなど人件費増や修繕費増、物価高騰、電気、ガス、灯油、ガソリンの高止まりで厳しい経営が続きます。引き続き利用者増、開設日数増や加算取得を図り、増収につなげ安定的な経営を目指します。また災害・感染症 BCP（業務継続計画）に基づき、災害・感染対策備品等を整備し、常に災害に対しての備えを準備していきます。

これらのことを踏まえて、2025年度は、次の重点項目に取り組み、利用者の皆さんへの日中活動支援及び地域生活支援、相談支援を行い、共生社会の実現を目指し、併せて地域社会の求めに応じて適切に応えられるよう取り組んでいきたいと思っています。

2 基本理念

「社会が変われば、障がいはいなくなる！ 地域での当たり前の生活を求めて、」

- (1) 利用者の自立と社会参加を目指します。
- (2) 利用者の意思と人権を尊重します。
- (3) 地域に根ざした事業所を目指します。

そのための「住む」「働く」「楽しむ」場づくりに努めます。

3 基本方針

- (1) 日中活動及び地域生活において、安全が確保されるよう最善の努力を図ります。
- (2) 個人の尊厳を第一に、利用者の意思や主体性及び人権を尊重します。
 - 重要事項を決定する時には、利用者の意見を聞いて決定します。
 - 外部第三者委員による毎月の相談日を設定します。
 - 地域に在住する主たる対象者の知的障がい者で本施設の利用を希望する方は拒みません。
- (3) 家庭や地域との連携を図りながら、利用者が社会の一員として自立した地域生活を営むことができるよう支援します。
 - 町内会活動への参加と育成会等地域の障がい者団体との連携
 - 滝川市自立支援協議会の推進
 - 管内近隣事業所との連携と交流
- (4) 利用される方たちに、それぞれの求めに応じた適切なサービスを提供します。
 - 強度行動障害支援者研修等による生活介護の支援の質の向上（生活介護事業）
 - 新しい作業種の開拓、作業内容の改善、作業工賃の向上（就労継続支援 B 型事業・生活介護事業）
 - 就職に向けて職場実習先の開拓（就労継続支援 B 型事業）
 - 地域で安定的に生活できる住居の確保と強度行動障害支援者研修等による生活支援の質の向上（共同生活援助事業）
 - 安定した地域生活を送れるよう相談支援体制の充実、基幹相談支援事業所としての取り組みの強化（相談支援事業）
- (5) 障がい特性に応じた適切な支援の在り方を求め、自己研鑽に励み研修を深め実践を行います。
 - 研修日の設定と伝達講習会の定期開催
 - 各領域の研修会への積極的な参加と資格取得への助成・支援
 - 自己研鑽の奨励
- (6) 社会福祉法人として地域貢献活動を行います。
 - 「地域食堂」の定期開催
 - 「福祉避難所」としての機能強化
 - 事業所の地域開放を無料又は低料金で貸し出します。

4 重点項目

(1) 日中作業の再編

職員の退職、高齢化、疾病、男女構成比率など今までの受注作業に対応できなくなる状況に陥ったことから、今後の職員配置、利用者の状況を踏まえて、作業の見直し・再編に取り組みます。

(2) 第二滝川ほほえみ工房のとりくみ

第二事業所を就労継続 B 事業所として開設に向けて検討を続けます。喫茶スマイルの安定、トイレの改修、また地域貢献として地域食堂、地域交流広場、第三の居場所等に取り組みます。

(3) 土曜出勤のとりくみ

開所日数確保のため、月 1～2 回を目途に土曜出勤日を設定し、内容も作業も関連させながら太鼓活動を取り入れ余暇活動を行ってきました。引き続き作業も行いながら余暇活動を充実します。

(4) 工賃向上のとりくみ

工賃の見直しを図り、重労働、重環境作業を評価し、一日 800～1,000 円の加算増額とともに期末手当支給行いました。引き続き新規作業や原材料費の節約など費用対効果を重視し工賃向上を図ります。

(5) 就労へのとりくみの強化

就職する利用者が複数名でました。引き続き月 1 回の就労セミナーを行い利用者の意識を高め、空知障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携を取り就職に向けたとりくみを行います。

(6) 生活介護サービスの充実

個別支援を基本に、重度障害者支援計画シートを策定し、支援内容の質の向上を図ります。環境整備はもとより、提供メニュー、カレンダー製作販売など独自の収益活動にとりくみます。

(7) 共同生活援助事業

現在、GH を市内 8 ヶ所（定員 40 名）、一人暮らしに向けアパート型 GH（定員 4 名）を開設しましたが、もう 1 棟増設する予定です。また、ハザードマップの浸水地区 GH の移転、新規 GH の増設に取り組みます。また高齢化・重度化対応の日中支援型 GH については、検討を続けます。

(8) 相談支援事業

基幹相談支援事業所として滝川市より委託され、相談支援における中核的な役割を担い、関係機関との連携、権利擁護・虐待に関する相談など総合的な相談業務を行っています。将来的な地域生活支援拠点の整備を見据え、滝川市自立支援協議会の事務局を担い地域生活支援をさらに推進します。

(9) 会計・経理・労務管理について

監事の支援を受けて、適切な会計処理、予算建てを行い、処遇改善加算等を活用しながら、職員の待遇を改善していきます。また働き方改革を受けて労働条件改善を図ります。

(10) 人材の育成・確保について

人材の確保・育成は喫緊の課題です。今後も利用者増、質の向上に向けて、人材確保及びマンパワーの強化を図り、今後も学卒採用を中心に取り組みます。

(11) 利用者の高齢化・重度化への対応について

利用者さんの平均年齢は 30 歳半ばとなっているものの 70 才台 60 才台も 6 人となり、また重度の障がいがある方への支援内容にも課題が多いことから、環境整備はもとより支援内容、提供サービスをより充実するために研修を強化し具体的な改善に結びつく計画を立てていきます。

(12) 虐待防止・権利擁護のためのとりくみについて

全ての人が共に生きる共生社会を目指す私たちこそ人権感覚を研ぎ澄ますべく、日常の研修や研鑽を行っていきます。虐待防止委員会の機能を活用した虐待防止センターと連携します。

(13)地域防災体制について

当事業所は福祉避難所に指定され、地域の防災体制の一角を担うことから非常電源等を整備しました。感染症及び災害に係る業務継続計画（BCP）を策定したことから、災害備品の充実を図ります。

(14)環境整備・施設の補修について

工房新設 15 年が過ぎ、故障や補修が必要なことが相次ぎました。今後もメンテナンスを丁寧に行っていきます。また GH についても住みやすい生活環境を整えていきます。

(15)コロナ・インフルエンザ感染対策

5 類に代わり概ね平常活動に戻りましたが、地域では散発している状況が続いています。BCP 策定により医療備蓄は一定程度完了しました。今後も感染防止対策を引き続き行います。

(16)地域貢献活動

社会福祉法人の使命として地域貢献活動に取り組みます。地域住民と連携した「地域食堂」の開催、無料又は低料金による施設開放・貸出、福祉避難所として地域貢献に取り組みます。

5 2025 年度法人開催会議等

(1) 理事会・評議員会

開 催 予 定 年 月 日	種別	開 催 予 定 内 容
2025 年 6 月 7 日(土)	理事会	2024 年度事業報告、決算報告、監事監査報告、苦情解決 2024 年度第三者委員会報告、その他
2025 年 6 月 22 日(日)	評議員会	
9 月 13 日(土)	理事会	法人・各事業経営状況
12 月 14 日(日)	理事会	第 1 次補正予算、苦情解決上半期第三者委員会報告、2025 年度上半期状況報告、その他
2026 年 3 月 7 日(土)	理事会	最終補正予算、諸規定改定、2026 年度事業計画、予算、その他
3 月 22 日(日)	評議員会	

(2) 監事監査

開 催 予 定 年 月 日	実 施 内 容
2025 年 6 月 3 日(火)	法人(事業)運営（第 1 回）事業報告、決算報告
8 月 21 日(木)	法人(事業)運営（第 2 回）定款・議事録等
11 月 13 日(木)	法人(事業)運営（第 3 回）上半期会計処理状況・議事録等
2026 年 3 月 3 日(火)	法人(事業)運営（第 4 回）議事録・決定書・日報等

(3) 第三者委員会

開 催 予 定 年 月 日	開 催 予 定 内 容
2025 年 9 月 24 日(水)	2025 年度上半期苦情解決状況
2026 年 3 月 3 日(火)	2025 年度下半期及び 2025 年度通年の苦情解決状況

(4) 法人役員等研修

開 催 予 定 年 月 日	開 催 予 定 内 容
2025 年 12 月 14 日(日)	人権関係

2025年度

日中活動支援事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 生活介護事業

3 ページ 就労継続支援 B 型事業

4 ページ その他利用者の希望により提供するサービス

日中活動支援事業

はじめに

日中活動を取り巻く状況としては、2018 年施行の改正障害者総合支援法により障害福祉サービスの報酬・基準など法の改正に沿いながらサービス提供を行ってきました。

2022 年 12 月に障害者総合支援法の改正案が可決成立し、2024 年度 4 月から施工されたことから、施策に係る事柄の理解を深め、日中活動サービスの取り組みに、一層の強化や見直しが必要となっています。

コロナが 5 類となったものの、流行性感冒やノロウイルス等の感染症防止対策はご家庭や地域生活支援事業との連絡調整を緊密に行うことが重要で、三密対応を基本にしっかりと行っていきます。

第二事業所で営業している喫茶「スマイル」・銅線・リサイクルは地域に貢献できる場所としての役割を担いつつ作業を展開し、新たに就労継続支援 B 型の開設を視野に職員配置や作業の見直し、再編成に取り組めます。

また、生活介護事業の活動拡充が見込まれるため、日中活動の総体的な支援の質向上に努めます。

生活介護事業では、介護を必要とされる方への適切な介助を行なう他、個々の障害特性を理解し環境整備や支援の質の向上に努めます。また、カレンダーの作成など生産活動を実施し、創作的活動にも取り組みながら日常生活全般における能力の維持向上により、精神的に安定した生活が営まれるよう支援を行います。

就労継続支援 B 型事業においては、就労に必要な知識及び能力の向上のための取り組みを実施します。

基本的には、一般就労の困難な方に作業を提供し、工房での各種作業の充実や新しい作業種の開拓を行うとともに、利用者の方が働く喜びや日中活動を通じて社会参加を実現しながら、一般就労に向けた支援も行っています。

就労に向けて、利用者の方々の意識作りも重要であるため、就労希望利用者を対象に毎月一回の学習活動「就労セミナー」の実施を継続します。更に必要となってくる職場実習を就業・生活支援センターなどの各関係機関と協力し、利用者の方々の希望に合わせた実習先の確保・職場見学の実施・就労企業の開拓を行います。

日中活動における現行の報酬では、平均工賃額に応じた基本報酬の評価がされるため作業の高収入平準化と、掲げた目標工賃額の達成が欠かせません。作業収入増に向けた見直しを徹底し、工賃アップに取り組めます。

これら日中活動事業の推進はもとより、各委員会活動や作業委員会等の充実を図るため、現行の体制を見直し、効率的かつ効果的に機能するように更に再編の検討を行います。

「生活介護事業」

1 目的

指定生活介護サービスの提供を通し、日常生活能力、社会生活に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援を行います。

日常生活において可能な限り個々のニーズに合わせた支援を行い、安定して過ごせるように環境設定と余暇活動を取り入れ、安心と安定の確保に努め、利用者の方々の状況に合わせた支援を目指します。

2 運営方針

個々の障がい特性を理解し、生産活動・自立課題の提供を行い活動します。常に介護を必要とされる利用者の方に対して、排泄及び食事の介助を行い、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。又、就労Bにチャレンジすることを目的に、就労Bの活動を生活介護の活動を抱き合わせた内容で働く喜び（工賃）を味わいながら社会生活の基礎を培います。

感染症対策については、各種サービスが継続的に提供されるようサービスの質の確保に取り組んでいきます。

3 利用定員

15名（登録者数 19名）126.7% 2025年度は17名に変更。

2024年度の年間利用率は109.4%（2月1日現在）になっています。今後も利用希望が見込まれることから、利用者の方の支援内容の見直しによる事業間移動の検討、活動拠点の場や定員増の検討を進め新規の受け入れができるよう努めます。

4 事業内容

個別支援計画及び支援計画シートに基づいたサービスの提供を基本とし、食事の介助、排泄の誘導及び介助、服薬の管理及び服用の介助、口腔ケア等の支援を行うとともに身体機能及び日常生活能力の維持向上が図られるよう努めます。

更にコミュニケーションツール（絵・文字カード・文字盤、タブレット等）を活用して、声掛け・聞き取り・代弁・代筆等意思疎通支援を行っていきます。

生産活動においては、ご本人の安定を優先し、一人ひとりの特性に応じたソメスサドルのアンコ作り、ティッシュ作業、製菓のシール貼り作業、丁合作業、カレンダー袋入れなど活動の場を提供し作業への意欲と能力の向上を図ります。

自立課題として色分け・形分け・数合わせ等の機会を提供し、その時々状況に応じた適切な支援を継続していきます。

また、外出レクリエーションの一環としてドライブ・公園散策・ウォーキング・軽スポーツや他事業所などのイベントにも参加し支援を行います。

日常生活においては、ゆとりを持って過ごせるよう生活介護事業全体、利用者の方の特性に応じた支援、また、タイムスケジュールなどを作成し、環境に配慮し安定して活動できるよう支援を行います。

「就労継続支援B型事業」

1 目的

指定就労継続支援B型のサービスの提供を通し、日常生活能力、就労に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営む事ができるよう支援を行います。

地域に根ざした事業の展開とともに、滝川市や地元企業等と連携して安定した継続的な就労の場の提供と工賃の向上を目指します。

2 運営方針

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して知識及び能力の向上のために必要な支援やその他の便宜を適切かつ効果的に行います。また、就職を希望する利用者の方に対して、職場の情報提供、職場開拓、職場実習を行い就労に結びつくよう支援します。

3 利用定員

45名（登録者数58名）128.9% 2025年度は43名に変更。

2024年度の年間利用率は105.5%（2月1日現在）でした。

2025年度は2名増員の登録者数となる予定です。

今後も利用希望が見込まれることから、第二工房で20名定員の新たな就労継続支援B型事業所の開設に向けての準備を進め、総体としての定員増と利用率の向上が課題となっています。

4 事業内容

個別支援計画に基づいて、工房での生産活動の機会、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な支援を提供し、取引先との契約の見直しや製品の販路、作業種の開拓により工賃の向上を目指します。

利用者の方々の可能性を見出し、自身が「仕事」をすることで工賃を得ていることが自覚できるよう支援を行います。

主な日中活動での作業は、滝川市や各企業からの受託作業（市役所内ゴミ回収・公園管理・墓地トイレ清掃・ティッシュ検品及び袋詰め作業・ノースクレールお菓子等詰め合わせ作業・ソメスサドル手綱及びあんこ作り作業）、自主生産作業（製菓・木工等）、その他リサイクル回収、ピンネ農業公社での農作業、日通砂川支店での倉庫管理、喫茶店等（プティ・スマイル）の営業を行います。

「その他利用者の希望により提供するサービス」

1 概要

滝川ほほえみ工房の全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて提供されており、「個別支援計画」は本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただいた上で交付しています。

介護給付費・訓練等給付費支給範囲内のサービスは、生活介護・就労継続支援B型の各事業にて利用者負担なしで提供されますが、その他に利用者の希望により提供されるサービス（介護給付費・訓練等給付費支給外サービス）につきましては、利用者自己負担となり、利用料金を別途いただいています。

2 事業内容

ほほえみ工房では、「その他のサービス」として来所・帰宅に関わる「移送サービス（送迎サービス）」を提供しています。

滝川市内及び市外（砂川市、赤平市、深川市、妹背牛町、奈井江町、雨竜町）へ、送迎車5台でのサービス提供を実施しており、運転技術専門員2名と職員が輪番制でこれに対応しています。

滝川ほほえみ工房での活動時間に合わせ、AM7：00～9：15、PM16：00～18：00の間でサービスを提供していますが、大雨や吹雪など悪天候の際には、一部または全ての区間でサービス提供時間の変更、あるいはサービス提供を中止する場合があります。

必要なサービスを必要な人へ提供するため、サービス提供の在り方の見直しはもちろんのこと、全ての利用者が通所しやすい環境を作り上げて行けるよう、検討を進めて行きます。

2025年度

地域生活支援事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 共同生活援助事業

4 ページ 相談支援事業

地域生活支援事業

はじめに

障害者自立支援法等の一部改正により、地域の関係者が集まり、個別の相談支援事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進める役割を担う自立支援協議会が2012年4月から法定化された事を受け、既に設置されていた「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」の再編とさらなる活性化を目論み、2018年4月より基幹相談支援センターとしての立場から、当事業所「ほほえみプラザ」が中心的役割を果たすべく、市内3か所の相談支援事業所と「滝川市自立支援協議会」立ち上げの準備を進め、2019年3月には「滝川市自立支援協議会全体会議」の開催に至りました。

以後、昨今の新型コロナウイルス感染拡大や感染リスクの高まりから、自立支援協議会としての活動を見合わせていましたが、2022年より対面とオンラインでの研修会や意見交換会を開催するなど小規模ながらも活動を行い、2023年からは全体会議の開催を再開したところです。

2024年には就労部会を起ち上げ、市内の就労系の事業所が一堂に会し定期的に協議を行っているところです。

2025年度も、これまで開催してきた個別支援会議で抽出された地域課題を整理し、障害者総合支援法第89条第1項に基づく「地域生活支援拠点の整備」について、滝川市や関係機関と協議、検討を進めて行きます。

共同生活援助事業では、老朽化の著しい物件や洪水浸水想定区域内に存在する物件への対応、新規グループホームの開設が急務であることから、条件に合う物件の確保、人員入替・定員変更などの再編成を進めて行きます。

また、2025年度も、滝川市が定める風水害時における危険区域「洪水浸水想定区域」に該当する「緑町桜はうす・ほほえみプラザ」についての防災研修・避難訓練を実施するとともに、グループホームの非常災害対策として、自然災害時に対応できるよう災害計画を基に防災訓練等を継続して実施します。

滝川しょうがい者地域生活支援センターほほえみプラザは、当法人の基本理念『社会が変われば障害はなくなる！地域で当たり前の生活を求めて』を念頭に、相談支援及び共同生活援助事業は、地域で暮らす障がいのある方達に不利益が生じないよう、法人本部との連携を図りサービスの質がより一層向上するよう取り組んで参ります。

共同生活援助事業「ほのぼのハウス」

1 目 的

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、地域での生活を望む利用者の方に対し、日常生活における相談・介護などの援助を行い、家庭的な雰囲気の中で共同して自立した日常生活を営むための支援を行なうことを目的とします。

2 運営方針

利用者本位のサービス体系・権利擁護の観点に立ち自己選択・自己決定を尊重し、常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し、「安全」で「安心」して快適に暮らせる場を提供できるように努めます。

事業所の従業者が援助・介護を行う「介護サービス包括型」を国の基準に準じた職員配置で展開し、改正等があれば都度対応して運営を行います。

事業の実施にあたっては、利用者の方の高齢化や重度化を背景に各生活住居において均一的な支援が図られるよう利用者の方・ご家庭のご意向を把握し、滝川ほほえみ工房、関係市町村、地域の保健・医療・福祉などのサービスと綿密な連携を図り、地域生活へのニーズに応えられるよう事業を進めます。

2025 年度は男性用アパート型グループホームの開設と、老朽化の進んだグループホーム「ほんわかハウス」の閉鎖等の各種手続きを進めると共に、人員入替・定員変更等の再編成の検討を進めて参ります。

また、夜勤・日勤等の職員配置や通院同行・金銭管理の在り方についても適宜確認を行い、状況に応じて対応して行きます。

さらに、滝川市のハザードマップ改定に伴い国土交通省の様式に合わせた風水害（水防法）に対する防災計画を提出し、洪水浸水想定区域に該当している「緑町桜はうす・ほほえみプラザ」については、非常災害時における連絡体制、利用者の方の安全確保から風水害を想定した避難訓練を実施します。非常災害時の食料備蓄等も消費期限の長い備蓄食材へ更新を継続し、未整備な部分については防災対策委員会と連携し進めていきます。

3 事業の内容

共同生活援助事業に係るそれぞれの共同生活住居の利用者の方にはサービス利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画書に基づいた次の共同生活援助を行います。

① 住まいの提供

利用者の方には個室を提供するほか、個人が購入する家具等調度品のインテリアに関する相談助言を行います。

② 食事・入浴・排泄等の介護

利用者の方の実態に即した食事や入浴・排泄などの身体の援助・介護を行い、利用者の方の要望に基づいた食事の提供及び栄養管理や食事に係る献立などの記録を整備し保存します。

③ 健康管理の援助

利用者の方の希望と能力に応じた服薬の管理及び緊急通院時の援助・介護を行います。また、日常の健康状態の確認及び相談・助言を行います。

④ 金銭管理の援助及び備品購入の援助

利用者の方の希望と能力に応じて日常の金銭管理を行います。利用者の方から管理依頼を受けた場合は、金銭管理規定に基づき契約を取りかわし、金銭等は地域生活支援センター内の金庫で保管、また、金融機関の貸金庫での保管を行い、出納簿に記録することとします。

また、物品の購入にあたり相談・助言を行います。

⑤ 身辺整理及び身嗜み・整容介護と援助

利用者の方の希望と能力に応じて日常の身辺整理及び身嗜み・整容について援助・介護を行います。

⑥ 職場・ご家族等の連絡調整

必要に応じた職場・日中活動の場への訪問及びご家庭との連絡調整を行います。

また、ご家族やご友人との交流に関する援助・介護も行います。

⑦ 緊急時の対応

急病・火災・事故などに対して即時の対応を原則とし必要な処置を講じるとともにご家族への連絡を行います。

⑧ 諸手続きの代行援助

住所変更や健康保険、失業保険などの社会生活上、必要な手続きの代行を利用者の方に確認した上で援助を行います。

⑨ その他の援助

余暇活動への助言・同伴、自治会・町内会などとの交流、日常生活を営む上で必要な介護・援助を行います。

⑩ サービスの提供時間及び職員配置

365日・24時間の支援体制。職員配置は国の基準省令に基づき管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置して支援にあたり、併せて非常勤での嘱託医及び歯科嘱託医を配置します。なお、夜間支援の職務遂行には、事業所職員も加わり日勤業務も行います。

⑪ 虐待防止の為の措置

利用者の方の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、支援者に対する研修を実施します。

4 利用者定員 40名

「相談支援事業」

1 目的

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うことを目的とします。

2 運営方針

相談支援専門員を配置し、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を適正に行い、市及び他の福祉サービス事業者等との連携を図り情報共有に努めます。

実施地域として、中空知 5 市 5 町(滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、雨竜町、浦臼町、新十津川町、上砂川町、奈井江町)とします。

また、滝川市との委託契約により基幹相談支援事業所及び虐待防止センターの運営や各市町から委託を受ける障害支援区分認定調査も併せて行います。

3 事業の内容

(1)指定特定相談支援事業

事業所番号：0137500161

障害福祉サービスを利用する人たちのために、具体的にどのような支援を受けたいかを聞き、それに合わせたプラン作成を行います。

障害福祉サービス等の申請に先だって、「サービス等利用計画(案)」を作成し、支給決定後、サービス事業者との連絡調整を行った上で、「サービス等利用計画」を作成し当該市町へ提出します。

又、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、実際に利用してみてその人に本当に合っているのか、モニタリングを行い、今の状況に合った支援になるように調整を行います。

※相談支援専門員 3 名を配置。うち主任相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター、行動援護従事者を配置し加算を受けています。

(2)指定障害児相談支援事業

事業所番号：0177500055

18歳以下の障害児に対して児童福祉法に基づき、(1)と同様に計画作成やモニタリングの実施等を行います。

(3)指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

事業所番号：0137500161

- ・地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方を対象として、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、入居支援等、地域に出るまでの支援を行います。
- ・地域定着支援：障がいのある方が地域で暮らしていくうえで、安心して生活を送るため困りごと等の相談にのり、支援を行います。また、地域に出てきてから再入所、再入院をすることなく地域で暮らし続けられるよう常時の相談支援体制をとります。

(4)基幹相談支援事業

令和 7 年度は、当基幹相談支援事業所が中心に市内相談支援事業所(3 ヶ所)と毎月、自立支援協

議会事務局会議を開催し「滝川市自立支援協議会」の運営を行うとともに、地域の相談支援の中核として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)、地域の体制整備に係るコーディネートすることを主な業務とし、滝川市との委託契約を締結し、滝川市基幹相談支援センター業務委託仕様書に従い、以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的な相談・連絡調整
- ② 成年後見制度利用支援事業に関する事項
- ③ 虐待防止センターに関する事項
- ④ 差別解消法に関する事項
- ⑤ 自立支援協議会の運営
- ⑥ 基幹相談支援センター連絡協議会への参加・情報共有
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか総合的な相談業務として市長が必要と認める業

4 令和7年度基幹相談支援事業計画

- ・自立支援協議会事務局会議、全体会、研修会、就労支援部会開催
- ・近隣相談支援事業所との勉強会
- ・相談支援従事者等を対象とした研修会
- ・障害支援区分認定調査(随時:各市町からの委託)
- ・北海道知的障がい福祉協会相談支援部会への参画
- ・基幹相談支援センター連絡協議会への参画
- ・精神ケア会議への参画
- ・北海道相談支援専門員交流会への参画
- ・中空知圏域難病対策地域協議会(難病対策専門部会)への参画
- ・滝川支え合い会議への参画
- ・滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク代表者会議に参画

2025年度

委員会活動計画

1 ページ	適正な工賃のあり方について(工賃適正化検討委員会)
2 ページ	新たな取り組みについて(新商品開発・作業委員会)
3 ページ	情報の発信について(広報委員会)
4 ページ	健康維持・増進に向けての取り組みについて(保健衛生委員会)
5 ページ	安全に配慮した食事の提供について(給食委員会)
6 ページ	利用者の権利擁護・ご家族からの相談、苦情等について(苦情解決委員会)
7 ページ	社会資源の活用と余暇活動について(行事委員会)
8 ページ	人命・機能・財産を守る訓練について(防災対策検討委員会 工房)
9 ページ	人命・機能・財産を守る訓練について(防災対策検討委員会 地域)
10 ページ	利用者の方の安全・安心・サービス向上に向けた活動について (リスクマネジメント委員会)
11 ページ	利用者の方の人権擁護・法人事業に対する社会的信頼の向上について (権利擁護・虐待防止・身体拘束適正化検討委員会)
12 ページ	滝川ほほえみ会の将来の在り方について(将来の事業検討委員会)
13 ページ	利用者の方の自主活動について(本人活動)
14 ページ	家族会への運営支援について(家族会事務局)
15 ページ	職員のスキルアップについて(研修委員会)
16 ページ	// (研修委員会～研修計画)
17 ページ	// (研修委員会～研修計画)
18 ページ	滝川ほほえみ会の地域貢献の在り方について(地域貢献委員会)

～適正な工賃のあり方について～

「工賃適正化検討委員会」

1 目的

工賃規程に則って予算に対しての基本給、日額給の確認、決定を行い工賃の公平かつ適正な支給を目的とします。

2 概要

工賃検討委員会を行い、事業収益を勘案した工賃及び決算手当の支給を確認します。

現行工賃の問題点や工賃体系の見直し、工賃に直結する作業量の確保等の課題の解決に向けて検討を重ねます。

2019 年度より作業内容を考慮し工賃の加算を実施しています。2020 年度より定期昇給を再開し、適正な工賃体系を目指します。2024年度については、定期昇給と共に作業内容に応じた工賃の加算の見直しを行っています。又、交通手当の支給対象者の適用範囲についても検討しました。今後の課題として、定期昇給の対象外の在籍10年以上の利用者に対する処遇改善が求められます。年度末には予算執行状況を鑑みながら手当の支給を予定しております。

3 予定

- ・4月、3月に工賃評価会議（基本給等）を開催し検討する。
（その他必要に応じ関係職員を含めた利用者工賃評価会議を随時開催する。）
- ・現行工賃の問題点を再検証する。又、工賃アップにつながる方策を検討する。
- ・その他、必要に応じて工賃適正化検討委員会メンバーで会議を開催する。

～新たな取り組みについて～

「新商品開発・作業委員会」

1 目的

ほほえみ工房のオリジナル商品の開発・研究を行い、可能であれば新たな作業種の立ち上げにも結びつけて行きます。

新機軸の商品開発は勿論のこと、製菓・木工作业など既存の作業においても担当者・関係者と協議・検討を行い、新商品の開発に取り組みます。

各作業について、アンケートBOXを設置し利用者の方の意見・要望を聞き取り作業に反映していきます。

2 概要

委員会では、製菓作業担当者と協力して新商品開発や価格見直しの検討を行い、製菓作業ではクッキーのバリエーションの充実、適正価格での販売などを協議し、新商品の開発・販売をします。

また、受託作業契約を締結している市内外の企業との連携を深め、新商品開発の受注量の拡大・自主製品の生産、販売拡大を協議し、商品の販路と顧客拡大の足掛かりを築きます。

利用者の方の意見を反映させるため、随時作業に対する意見などを聞く場を設けます。

第二事業所では「喫茶、スマイル」での製菓品・木工品・雑貨の販売、野菜を仕入れ袋入れ等を行い販売しています。リサイクル分別、銅線作業、期間限定で野菜の箱組作業も行っています。

2025年度も地域貢献委員会、近隣住民、ライオンズクラブ、國學院大學学生ボランティアの方と連携を図り多目的ホール・喫茶スマイルの営業時間外の活用に努めていきます。

3 予定

- ・ 新商品の販売や新しい作業について、都度協議を行い検討します。
- ・ 作業を受託している企業との連携を深め新たな作業が拡大していけないか協議、検討を行います。
- ・ 第二事業所での作業展開に向けての作業の拡大、新しい作業の検討、営業時間外の活用方法を進めていきます。

～情報の発信について～

「広報委員会」

1 目的

工房通信の発行とホームページの管理、ナイスハートネット北海道（ネットサイト）の商品紹介、イベント写真撮影と写真等の資料保存管理を行う等、広報活動を目的とします。

工房通信、ホームページなどは見やすく読みやすい情報が提供できるよう心がけるとともに間違いがないよう校正を行います。

2 概要

2024 年度は、工房通信を 4 回発行することができました。工房祭・旅行等イベントの様子を写真で記録しデータ整理を行っています。写真を通して見て楽しめる内容を心掛けました。

2025 年度は引き続き年 4 回の発行を目標とし、見やすく読みやすい内容を心がけ、楽しんで読むことができるよう工夫を行います。利用者の方々の写真、イベントの感想掲載も積極的に取り入れます。

行事の写真については広報委員会だけでなく行事委員に写真撮影を依頼します。

又、今年も各関係機関及び利用者の方々に配布できるよう印刷部数の検討を行います。

ホームページの更新はパンフレット及び工房通信掲載、職員名簿変更など都度行い、工房通信同様に見やすく読みやすい内容を心がけます。

ハートネットの商品情報については製菓担当者に確認を行い、正確な内容を掲載できるよう努めます。

3 予定

- ・工房通信の発行
「春・夏・秋号・新春号」その他、必要に応じて号外として発行する。
- ・各種工房内外行事における写真撮影
- ・ホームページ更新等

2024 年度活動実績

- ・工房通信の発行「春・夏・秋・新春号」
- ・各種工房内外行事における写真撮影
- ・育成会広報誌こすもすニュース「ほほえみ工房通信」
- ・ホームページ更新等

～健康維持・増進に向けての取り組みについて～

「保健衛生委員会」

1 目的

利用者の方々の健康管理を継続的に観察するとともに、口腔ケア・整容チェックを行い生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療を目的とします。

2 概要

嘱託医（男澤医院、男澤伸一医院長）による定期健診・体重測定（年4回）を実施し利用者の方々の健康管理を行います。

流行性感冒、ノロウイルス等の感染拡大や予防について利用者の方、ご家族に対し啓蒙・啓発を行います。また、感染症予防対策などを支援者が把握し適切に対応できるよう保健衛生管理等の研修を行い、職員に向けての研修会も行います。

感冒流行時やウイルス感染防止の為、手洗い、手指消毒、マスク着用、換気、加湿（冬季）を励行し、嘱託医に適切な対応の指示を仰ぎ利用者の方のケアに努めます。

次に、歯科嘱託医（なかむらファミリー歯科、中村光宏医院長）による歯科検診（年2回）、歯科衛生士による歯科衛生指導（年2回）を実施します。

歯ブラシの定期的な交換を呼びかけ毎日の歯磨きの重要性を伝え虫歯・歯周病予防に努めます。

また、健康で衛生的な生活を送れるよう整容面改善の為の支援を行います。

加えて、グループホーム利用の方には、地域生活支援事業と連携を図り、健康管理・口腔ケアを行い生活習慣病等の予防に努めます。

工房での健康診断は年1回とし、希望する方は実費負担とします。（担当者に確認を行う。）

受診料金（利用者一人→3900円 一般健康診断）

3 予定

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 定期健診（体重測定） | 年4回(6, 9, 12, 3月) |
| ・ 歯科検診 | 年2回(5, 11月) |
| ・ 歯磨き指導 | 年2回(7, 2月) |
| ・ 整容チェック | 随時 |
| ・ 健康診断 | 年1回（10月予定） |

～安全に配慮した食事の提供について～

「給食委員会」

1 目的

利用者の方々の健康と、アレルギー対応などの安全に配慮した食事の提供を目指します。

2 概要

2025 年度も委託業者と連携して、衛生的で安心安全な給食提供を行います

毎月1回以上、栄養士と委託業者の地域担当責任者、調理員との会議を行なっています。検食簿や利用者からのご意見を基に協議を行い、献立内容の充実や提供状況(味、温度、盛り付け等)の向上を図ります。

行事食では季節の食材を取り入れながら、新しいメニューにも挑戦していきます。

利用者と食事を共にする事で、メニューについてのご意見を聞くと共に、喫食状況を把握し、体調や健康状態に気を配ります。

米を始め、野菜や加工品など様々な食材、燃料費も高騰していることから、委託業者スタッフ、グループホームの支援員と連携して、食事提供体制の維持、充実を図ります。

3 予定

- ・利用者のご意見を取り入れたリクエストメニューやセレクトメニューを定期的に行います。
- ・定期的にグループホームを訪問し、お食事についてのご意見を聞き取ります。
- ・昨年6月から『日本唐揚げ紀行』という日清企画のメニューを提供し、唐揚げカードを配布しています。今年度も5月まで継続して行います。
- ・誕生日カードを作成し、ほほえみ工房、グループホーム利用者のお食事に添えます。

～利用者の権利擁護・ご家族からの相談、苦情について～

「苦情解決委員会」

1 目的

利用者・ご家族・地域等から、ほほえみ工房が提供するサービス内容等への苦情を受け付け、サービス

の質の向上と改善、利用者の方の権利を擁護することを目的とします。

2 概要

客観性確保の為、地域在住者や元教諭等3名を第三者委員として委嘱し、第三者委員による相談日を毎月1回設けます。相談の機会が平等に与えられるよう、職員朝礼時・利用者の朝の会・作業担当者からの声掛け等を行い全体に周知し、利用者の方が相談しやすい環境作りを行います。

苦情解決委員は第三者委員と連携を図り、利用者の苦情・相談事項について協議検討し、管理者やサービス管理責任者へ報告します。関係職員にも周知し問題が解決されるよう努めます。

3 予定

- ・ 毎月2名の第三者委員による相談受付を実施します。
- ・ 利用者の方及びボランティア、職員からの苦情受付を行います。
- ・ 苦情解決委員や第三者委員の掲示を行い、苦情解決箱を設置します。
- ・ 虐待防止委員会と連携し、苦情・相談内容が虐待・権利侵害に該当しないかを協議検討します。
- ・ 空知知的しょうがい福祉協会権利擁護委員会第三者意見交換会に参加し、他事業所との情報交換を行います。
- ・ 利用者の方の要望に応じて職員相談を適宜行います。

～社会資源の活用と余暇活動について～

「行事委員会」

1 目的

社会資源を活用した集団行動により協調性・社会性を養い、互いの人格と個性を尊重することで働きやすい環境作りを目指します。

さらに、ご家族にも積極的に行事へ参加していただき皆で楽しむだけではなく、利用者の方々が工房でどのように過ごしているのか、どのような方々が通所利用されているかを知っていただく機会や、ご家族同士の親睦を深めることのできる場の提供を目指します。

2 概要

2024年度は新型コロナウイルスの影響も緩和され、コロナ渦以前のような形式で各イベントを実施しました。工房祭、新年会については、法人設立20周年を記念した内容で、より多くの来賓・関係者の方々を招待し執り行いました。

2025年度も感染対策に留意しながら、工房祭、旅行、新年会等の工房主催行事の実施や空知知的しょうがい福祉協会主催の各種イベントへの参加促進を図ります。

工房祭・新年会については、年度初めに各準備担当の振り分けを行い、職員全体での連携を図りながら

事前準備、当日の運営を行います。

工房旅行については就労継続 B については工場見学などの研修要素を取り入れた日帰り旅行を想定し、生活介護については余暇活動として自立と社会参加を促すとともに、身体機能の維持向上が図れるよう、それぞれの利用者の方々に合わせた内容で各事業ごとに計画を行います。

その他イベントについても、前年度のアンケートの内容等に考慮しながら、皆が充実し楽しめる内容となるよう企画していきます。又、行事の内容については、利用者自治会と連携し利用者の方々の意見も取り入れ検討し進めます。

各種団体の行事にも積極的に参加し、余暇活動の充実を図るとともに、交流範囲の拡張を目指します。

3 予定

- ・ 工房祭 【 9 月 】
- ・ 日帰り研修旅行 【 8 月～11 月 】
- ・ クリスマス会 【 12 月 】
- ・ 新年会 【 1 月 】
- ・ 空知知的しょうがい福祉協会主催（幹事会）行事
スポーツ大会、利用者研修会、利用者交流会等

～人命・機能・財産を守る訓練について～ 「防災対策検討委員会 日中」

1 目的

ほほえみ工房における重要な機能のひとつとして防災機能があり、その防災目的の優先度として、第1に「人命」第2に「財産」第3に「機能」とし被害を低減させる目的があります。

日中活動での利用者の方への「安心」「安全」の防災対策として、消防計画に基づいた避難訓練や自然災害を想定した訓練を通し、支援員等誰もが利用者の方の避難誘導など必要な行動が速やかに行えるよう総合的な訓練の実施や訓練結果による改善策を検討、定期的な消防設備の点検を通し、日ごろから非常時を予測し利用者の方、支援員が常に問題意識を持っていただくための啓蒙・啓発を図ることを目的とします。

2 概要

2023 年8月に非常発電機の設置をし、菱友による発電機の講習会を実施しています。

職員を重点に自衛消防訓練や地震・風水害などを想定した自然災害等の訓練を計画し実施しました。

2025 年度は前年度の反省点、改善点を踏まえ「自衛消防訓練」、「防災研修」を計画し、非常災害における連絡体制や利用者の方の安全確保の行動手順などを継続して訓練・研修を実施していきます。

また、地域防災対策委員会との連携を図り、利用者の方々が安心・安全に日常生活を送ることができるよう進めていきます。

3 予定

- ・ 自衛消防訓練・消防設備点検（6 月、12 月）
- ・ 防災意識向上の勉強会

～人命・機能・財産を守る訓練について～ 「防災対策検討委員会 地域」

1 目的

共同生活援助（グループホーム）における重要な機能のひとつとして防災機能があり、その防災目的の優先度として、第1に「人命」第2に「財産」第3に「機能」とし被害を低減させる目的があります。

共同生活援助（グループホーム）に入居されている利用者の方への「安心」「安全」の防災対策として、消防計画に基づいた避難訓練や自然災害を想定した訓練を通し、支援員等誰もが利用者の方の避難誘導など必要な行動が速やかに行えるよう総合的な訓練の実施や訓練結果による改善策を検討、定期的な消防設備の点検を通し、日ごろから非常時を予測し利用者の方、支援員が常に問題意識を持っていただくための啓蒙・啓発を図ることを目的とします。

2 概要

- 2017年5月 滝川市から「福祉避難所」の指定受け、協定を締結。
- 2018年8月 非常災害時における、滝川ほほえみ会「非常災害対策計画」を作成。
- 2019年12月 滝川市ハザードマップの見直しに伴い、洪水浸水想定区域に「ほのぼのハウス」「緑町桜はうす・ほほえみプラザ」が該当。
- 2020年1月 洪水時の「避難確保計画」を作成。（滝川市に提出）
- 2021年12月 国土交通省の様式に合わせた「避難確保計画」に様式を変更。（滝川市に再提出）
初めて大規模な自然災害（風水害）を想定した実働訓練および防災研修を実施。
- 2023年9月 GH「ミルキーハウス」新設。非常災害計画を作成。
- 2023年11月 東町ほのぼのハウスを閉鎖。それに伴い、椿はうすを「ほのぼのハウス」に名称を変更。非常災害計画を変更。※旧ほのぼのハウス移転に伴い、洪水浸水想定区域内のGHは「緑町桜はうす」のみとなり、「避難確保計画」を変更。

3 2025年度防災委員会(地域)活動予定

前年度の反省をふまえ、火災および非常災害時における連絡体制や利用者の方の安全確保の行動手順などを継続した訓練・研修を実施していきます。また、北海道知的障がい福祉協会・空知知的しょうがい福祉協会に設置されている「災害対策委員会」や特に滝川市「危機対策課」との情報共有及び連携、滝川市自立支援協議会とも連携し滝川市における「福祉避難所」の在り方などについて情報交換などを行ってきます。引き続き日々、利用者の方々が安心・安全に日常生活を送ることができるように活動を行っていきます。

- ・自衛消防訓練（6月、12月）
- ・消防設備点検（9月、3月）
- ・風水害を想定した非常災害訓練（10月）
- ・防災研修（8月）生活支援員・世話人会議および必要に応じて法人本体で実施。

～利用者の方の安全・安心・サービス向上にむけた活動について～

「リスクマネジメント委員会」

1 目的

当法人が運営する事業所が利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故、サービス提供者に被害が生じる事故や被害が生じないよう、「ヒヤリ」「ハット」する事態の発生を防止、解消する体制を確立し、適切、安全な福祉サービスの提供に資することを目的とする。

2 概要

委員会構成としては、リスクマネジャーを配置し、業務・日中活動・地域生活を担当する役職者を委員に配置し、上半期・下半期の2回を開催します。また、委員会は問題解決のため必要に応じて開催します。

事業所における利用者の方の安全確保、利用者サービスの向上を図るために、ヒヤリ・ハット事例や事故報告書の分析・改善点を検証すること及び苦情解決委員会の内容も検討し再発防止策を講じます。また、防災対策委員会とも連携し、利用者への安全、安心を確保します。

再発防止にむけたマニュアルを作成した中で、職場内の研修会を開催し啓発啓蒙などに取り組んでいきます。

また、事故状況によっては、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要綱」に基づいた報告書の作成を行っていきます。

3 予定

- ヒヤリ・ハット事例及び事故報告書の分析・改善点を検証します。
- 苦情解決委員会、防災対策委員会に対しての内容も検討します。
- 再発防止に向けた職場内研修も開催します。
- 委員会は、上半期(10月)・下半期(3月)の2回開催します。

～利用者の方の人権擁護・法人事業に対する社会的信頼の向上について～

「権利擁護・虐待防止・身体拘束適正化検討委員会」

1 目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、社会福祉法人滝川ほほえみ会が運営する指定障害福祉サービス事業所が行う障害福祉サービスにおいて、利用者の方の人権を擁護し法人事業に対する社会的な信頼をより一層向上させるため、虐待の防止と虐待を認知した場合における適切な対応（以下「虐待防止」という）及び身体拘束廃止について、関係機関と連携・協議・検討を行うとともに職場研修の開催と職場外研修へ参加し支援の精度を高めることを目的とします。

2 概要

委員会は管理者を虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーとし、サービス管理責任者及び役職者を委員として配置し、その検討内容に応じて随時関係職員の出席を求めます。

虐待防止及び身体拘束廃止のための体制作り、虐待発生時の対応・検証・総括、虐待防止体制の点検・評価・改善、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知、その他虐待防止・人権擁護に資することを所掌業務とします。

3 予定

- ・上半期及び下半期の年2回、委員会を開催します。（虐待等発生時や事例検討時等の際には随時開催します）
- ・研修委員会と連携し、虐待防止及び身体拘束廃止についての職場研修の開催、職場外（オンライン含む）研修への積極的な参加を行います。
- ・苦情解決委員会と連携し、苦情・相談内容が虐待・権利侵害に該当しないかを協議検討します。
- ・不適切と思われる支援については事例検討及びセルフチェックにより意識向上を図り、虐待を未然に防ぎ、援助技術を高めて行きます。
- ・身体拘束について個別支援計画へ記載し事前に利用者、ご家族に同意を得る等、適切な記録及び支援の方法等について支援者が積極的に自らの支援方法を委員会に諮り、支援の精度を高めることができるよう働きかけます。

～滝川ほほえみ会の将来の在り方について～

「滝川ほほえみ会 将来の事業運営検討委員会」

1 目的

滝川ほほえみ会の将来を見据え、何をすべきかを広範囲に渡って検討・整理することを目的とし、具体的な将来像を明確に示す経営計画の策定を進めて行きます。

2 概要

滝川ほほえみ会の将来像を具体的なものとするため、2013年9月に設置された当委員会は2017年度に理事会に設置された「新施設建設推進委員会」と連携する関係から2018年度より施設長直轄となりました。

これまでの委員会の中で、多機能型全体の利用登録者数が既に定員を上まわっており、今後も恒常的な利用申込が見込まれていることから、「現在の多機能型施設とは別に各事業に特化した事業所を立ち上げる形での定員増を図りたい」という方向性が出されていました。2017年度において理事会より、施設の狭隘化、利用者の重度・高齢化に対応するために、3年後を目標に第二施設と障がいの重い方や高齢者が利用出来るグループホームの新設、新サービス等の検討という方向性が出されました。

その後GHについては滝川市の企業からバリアフリーGH新築提供があり、2020年6月にオープンし9ヶ所目のGHとなりました。その後10月にハザードマップに該当したGH1ヶ所を廃止し、2022

年には一人暮らしタイプのアパート「ミルキーハウス」4室を賃貸し、2023年度に再編するとともにGH1ヶ所を廃止し、8ヶ所となりました。

第二事業所については旧スーパーJoyを(株)菱友より賃貸契約し、2020年6月よりバックヤードにて選果作業、リサイクル作業を稼働しました。店舗部分については2022年2月に喫茶店「スマイル」をオープンし稼働しています。法人として社会貢献の一環として2023年度には地域共生の拠点とすべく「地域食堂」を開催しました。2024年度も継続して行いました。

3 予定

職員の退職、高齢化、疾病などで受注作業が困難になりつつあることから、事業の見直しや更なる新規事業の検討を行います。また地域貢献として継続して、「地域食堂」などに取り組みます。GHについては男性のアパートタイプに着手し、再編を続けます。

「本人活動」

1 目的

利用者の方による、本人のための余暇・学習活動、交流・親睦が主な目的となります。人と一緒に余暇を楽しむことを経験し、自分で楽しむ方法を学ぶこと、様々な物事に対処できる能力を身に付けられること等、利用者の方の自主性・実行力向上を目指しサポートを行います。

2 概要

利用者自治会役員（会長2名、副会長2名、委員長1名、委員6名）を2年に1度、選挙・選出し、役員の決定を行い、役員が利用者の代表として施設内での生活についてお互いに話し合いながら様々な活動を行います。

施設内でのイベントでは、企画・運営に利用者の方々が携われるようサポートを行います。2024年度は、役員による利用者司会や利用者挨拶での新年会の参加、工房祭では自治会主体によるミニゲームを行い、工房クリスマス会では企画・運営を利用者自治会中心に行い、日帰り旅行では行先等での検討会議等の活動を行っています。

2025年度も引き続き、施設内のイベント企画・運営等に積極的に関わられるよう配慮するとともに、日々の事業所・集団生活において過ごしやすい環境を利用者の方々と共に考え、生活改善を行う等、利用者本人の意志を尊重し、自己決定・自己選択の促進に努めます。

また、空知知的しょうがい福祉協会等主催の研修会、交流会に積極的に参加し、様々な知識や情報を蓄え社会の構成員としての視野を広げると共に、他事業所利用者の方々との交流を深め社交性を高めることを目指します。

3 2025年度計画

- ・自治会役員の改選

- ・工房祭での自治会主体の出し物の検討
- ・自治会中心となった工房クリスマス会の企画・運営
- ・空知知的しょうがい福祉協会利用者研修会・交流会の参加

～家族会への運営支援について～

「家族会事務局」

1 概要

社会福祉法人滝川ほほえみ会が提供する福祉サービス利用者のご家族・身元引受人で構成される団体、「社会福祉法人滝川ほほえみ会家族会」が2011年に設立されたことに伴い、滝川ほほえみ工房内に家族会事務局が設置されています。

事務局として主に事務手続きの面から家族会のバックアップを行い、家族会の円滑な運営を支援します。

2 内容

引き続き家族会の以下の活動に対して支援を行います。

- ・新年会等行事共催
- ・総会、役員会等会議の日程調整
- ・各種案内文書等の作成・印刷・配布・発送
- ・各種行事、ボランティア等々参加取りまとめ
- ・各種研修会情報提供、申込手続き
- ・ボランティア保険等加入手続き等

3 予定

「社会福祉法人滝川ほほえみ会家族会 2025年度事業計画」の内容に沿って、その活動を支援します。

～職員のスキルアップについて～

「研修委員会」

1 目的

各種研修会への積極的な参加や他施設・事業所への視察等を行います。研修の中身を吟味して、空知近郊をはじめ道内外の研修に積極的に参加して行きます。研修や視察で学んだことを復命書及び伝達講習

等を通して他の職員へ伝え、知識や技術の共有・向上を目指します。

学んだことを支援の現場で活用することで各種提供サービスの質の向上を図り、より良い支援の提供を目指します。

2 概要

研修の実施にあたっては、「職場研修」、「職場外研修」、「自主研修」を研修計画の柱とし、研修の充実を図ります。

【職場研修】

職場研修とは、職場において業務を通じ又は業務に関連させ、あらゆる機会を利用して知識・支援技術向上等々の為に行う研修です。

管理監督者による計画的・継続的な指導・教育・訓練の他、職場外研修等で学んだ知識や最新の情報を伝達講習・復命書を通して共有し、提供サービスの質の向上を目指します。

【職場外研修】

職場外研修とは、職場を離れ研修会やセミナーに参加するものです。参加する研修会・セミナー・講師を選択することで、多種多様な研修の実施及び他事業所・関係機関職員との交流が期待できる研修でもあります。職場外研修は「階層別研修」と「目的別（課題別）研修」に分類されます。（研修計画参照）なお、新型コロナウイルス感染対策及び感染拡大防止の観点から、「集合研修」から「Web研修」で多く開催されています。法人内のインターネット環境も整備しヘッドセットなども購入し活用しています。

【自主研修】

自主研修とは、職員が自主的・主体的に資質の向上、能力の開発、資格取得等々に取り組む研修です。

各種研修の情報提供の他、資格取得に伴う欠勤等については、義務免除等特別休暇対応を行う等の援助を行います。また、受講料に対して助成金を支給し自主研修を奨励します。

3 予定

別添の研修会に加えて、参加した研修の内容に応じて伝達講習の機会を設け、積極的に研修内容の発表、伝達を行うよう促します。

研修計画

【階層別研修】

（実施予定月は例年の実施月を参考にしています）

階 層	2025 年度参加予定研修（一部）	実施予定月
初任者	北海道社会福祉協議会 新任施設相談員研修	8月
	空知知的しょうがい福祉協会 職員研修	12月
	北海道社会福祉協議会 福祉専門職のためのキャリアアップ研修	5月
	（初任者コース） 等	
中堅職	北海道社会福祉協議会 施設相談員専門研修	8月
	日本知的障害福祉協会 全国知的障害福祉関係職員研究大会	9月
	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい関係支援員研修	10月
	キャリアアップ研修（中堅職員コース） 等	8月
幹部職	北海道知的障がい福祉協会 幹部研修会	1月

	北海道社会福祉協議会 職場研修担当者（OJT）養成研修会 キャリアアップ研修（チームリーダーコース） 等	11月 10月
管理職	北海道知的障がい福祉協会 全道施設長研修会 日本知的障害者福祉協会 全国知的障害関係施設長等会議 キャリアアップ研修（管理職コース）	3月・5月 6月 11月

【目的別（課題別）研修】

研修のねらい

目的（課題）	研修のねらい
虐待防止・権利擁護	利用者の権利擁護、虐待の防止と虐待発生時の適切な知識の修得
支援技術	支援技術・知識の向上
制度等説明	新たな制度・法律等々の情報入手
資格取得等	サービス提供に必要又は望ましい資格の取得

参加予定研修（実施予定月は例年の実施月を参考にしています）

目的（課題）	2025年度参加予定研修（一部）	実施予定月
虐待防止・権利擁護	北海道知的障がい福祉協会 権利擁護セミナー	7月
	空知知的しょうがい福祉協会権利擁護伝達合同宿泊研修	10月
支援技術	全道知的障がい関係職員研究大会	10月
	北海道強度行動障害支援者養成研修	不定期
制度等説明	北海道民間社会福祉事業職員共済会 業務説明会	9月
	食品販売に携わる福祉従業者のための食品表示に関する研修	8月
	空知総合振興局 指定障害福祉サービス事業所集団指導 等	12月
資格取得等	相談支援従事者研修（基礎・現任）	不定期
	サービス管理責任者研修	不定期
	北海道障害者職業センター 就業支援基礎研修 等	7月

【内部研修計画】

毎月1回 16:30～17:30 1時間研修日を設定し、実施する。

滝川ほほえみ会 2025 年度 内部研修計画

(下記は 2024 年度実績)

※ 地域生活支援グループでも年 4 回程度研修を行う。

月	テーマ	内容	講師	実施
4	法人が目指すもの	・ 基本理念 ・ 今年度の計画について	施設長	4/1
4	法人の理念・法人が目指すもの	・ 法人の理念	施設長	4/23
5	災害対策	・ 自立支援協議会伝達講習 ・ 災害現場の支援状況	雪の聖母園 高畠康典氏	5/27
6	虐待防止 (DVD 視聴)	・ 虐待はなぜ起こるのか ・ 虐待を防ぐために ・ 基本的な支援・姿勢	はるにれの里 中野喜恵氏	6/24
7	当事者運動と福祉、人権 虐待防止 (オンライン研修)	・ 当事者運動と福祉・人権 ・ 権利条約勧告 ・ 基本的な支援・姿勢	ピープルファースト北海道 土本秋夫氏	7/30
8	感染対策 (オンライン研修)	・ 新興感染症発生時の初動対応について	北海道医師会	8/27
9	虐待防止 (オンデマンド)	・ 江別市における共生の取組	(株)ライズリング 渡邊譲氏	9/24
10	意思決定支援	・ 自立支援協議会開催 ・ 権利擁護、意思決定支援	晩生内ワークセンター 三塚国博氏	10/31
11	フルインクルーシブ教育 (オンデマンド)	・ 共に生きる社会は共に学ぶ教育から ・ 国連障害者権利条約	施設長	11/26
12	知的障害者の交際・結婚・子育て	・ 道協会研修伝達研修 ・ 意思決定支援	道協会 小林繁市氏 施設長	12/18
1	人権・国連障害者権利条約 インクルーシブ教育	・ 国際社会との比較 ・ 制度改革・人権	大谷恭子弁護士	1/28
2	意思決定支援	・ 自立支援協議会開催 ・ 権利擁護、意思決定支援	晩生内ワークセンター 三塚国博氏	2/27
3	虐待防止・権利擁護 (外部講師)	・ 障害者の通報・虐待事件、刑事事件、成年後見等	西村弁護士	3/26

～滝川ほほえみ会の地域貢献の在り方について～

「滝川ほほえみ会 地域貢献委員会」

1 目的

滝川ほほえみ会定款第3条では経営の原則として地域福祉の推進に努め、地域社会貢献の取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することとなっていることから、これを具体化するために2024年度から新たに「地域貢献委員会」を設置した。2025年度も引き続き地域貢献活動にとりくむことを目的とする。

2 概要

2024年度は前年度に引き続き、事業所や地域住民の交流及び支え合いの場として第二工房にて地域食堂を4回開催している。今後も将来の子ども食堂、第三の居場所を見据えての起点となることを目的に計画的に「地域食堂」を開催する。

3 予定

2025年度も継続して北門信用金庫「まちづくり基金」を活用し、年4回の地域食堂を開催する。